令和９年度
横浜市幼稚園（施設型給付園）・認定こども園（教育利用）
利用案内

この案内では、施設型給付費の給付対象である幼稚園・認定こども園（教育利用）の認定･利用に関する手続きや必要な書類等について記載しています。内容をよく読んで、手続きしてください。

もくじ

1　幼稚園・認定こども園の利用にあたって.....P. 3
2　申請にあたっての同意事項（重要）.....P. 5
3　市型預かり保育（愛称「わくわく！はまタイム」）の利用にあたっての留意事項（重要）.....P. 5
4　給付認定申請について.....P. 6
5　認定申請ガイド.....P. 7
6　申請に必要な書類.....P. 9
7　利用者負担額等について.....P.12
8　預かり保育について.....P.14
9　市型預かり保育(愛称「わくわく！はまタイム」)について.....P.15
10　市型以外の預かり保育の無償化給付費について.....P.17
11　こんなときは必ず申請してください.....P.18
12　幼稚園・認定こども園の利用に関するＱ＆Ａ P.20
13　その他の保育サービス.....P.22
14　お問合せ先.....P.24

令和９年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス(実施年齢)	生年月日
満３歳児	令和6年(2024年)4月2日～令和7年(2025年)4月1日 (令和9年度中に満３歳となり幼稚園を利用する場合)
３歳児	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日
４歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
５歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日

１９

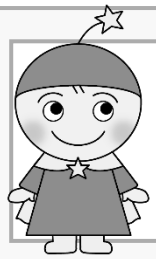

よこはま☆保育・教育宣言
～乳幼児の心もちを大切に～

横浜市は、保育・教育施設の職員が、何を大切にして乳幼児期の子どもたちと日々関わるのかの基本となる「よこはま☆保育・教育宣言」を令和２年３月に策定しました。

市内全ての保育・教育施設では、日々の保育の中で、それぞれの子どものよさや可能性に気付き、家庭や地域の方と子どもの姿を共有できるように取り組んでいます。

＜共有したい子どもの姿・方向性＞

～今と未来を生きる子どもを育みます～

乳幼児期は、一人ひとりの子どもが自分自身でやりたいことを見つけ、未来を切り拓いていく力をつけていくためにとても大切な時期です。主体的に周りの環境に関わり、夢中になって遊びこむ中で、様々な学びの芽生えが見えてきます。

持続可能な社会の実現に向けて、自らアイディアを生み出したり、問題の解決に向けて他者と協働して解決の方法を考えたりするような、創造的な思考を身につけることができるように、子どもたちの可能性を伸ばしていきます。

子どもたちが自分のよさを認識し、可能性を信じることができるよう、保育者は温かいまなざしを向けます。そして、子どもたちが自分では表現できない思いや考えにも耳を傾け、願いや求めに寄り添って一人ひとりを尊重します。

宣言1　安心できる環境をつくり、一人ひとりを大切に保育します

（1）安心感・信頼感を大切に、子どもを守ります。
（2）子ども一人ひとりを受け止めます。
（3）子どもが様々な人と関わることを大切にします。

宣言２　子どもの育ちと学びを支える主体的な遊びを大切にします

（1）乳幼児期の子どもが、豊かで多様な環境と関わりながら育つことを大切にします。
（2）夢中になって遊びこむことによる育ちを大切にします。
（3）保育者の重要な仕事は一人ひとりの子どものよさを発見し、育てることです。

幼保小の連携　乳幼児期の育ちと学びを受け止め、小学校以降の教育につなげます

・乳幼児期の「学びの芽生え」は小学校低学年の「自覚的な学び」の基盤になります。
・保育・教育施設と小学校とが顔の見える関係を築き、円滑な接続につなげます。

「よこはま☆保育・教育宣言」は、横浜市ウェブサイトでご覧いただけます。
（表示の検索ワード、二次元コードよりアクセスしてください）

保育・教育の質向上　横浜市　検索

保護者のみなさんにも見てほしい動画があります！

よこはま☆保育・教育宣言
PR キャラクター
宣言星人 ぴかりん

1　幼稚園・認定こども園の利用にあたって

(1) 利用開始前に

利用を希望する園について、あらかじめ利用条件等を確認してください。

※見学をする場合は、事前に日時等について園と相談してください。

(2) 手続きの流れ

入園願書の提出

- 利用を希望する園から願書を受け取り、園に願書を提出します。

入園内定

- 入園内定後、園から認定申請に必要な書類を受け取ります。

給付認定申請

- ４月入園の方はオンラインでの申請となります。
  詳細はP.４(5)を確認してください。
  ※年度途中で入園される方は申請方法が異なります。詳細は P.４(6)を確認してください。

「給付認定決定通知書」の交付

- 給付認定保護者あてに、内定した園のある区の区役所こども家庭支援課から、「給付認定決定通知書」が送付されます。

園との利用契約

- 給付認定決定通知書を園に提示し、利用契約を結びます。
  ※預かり保育の利用を希望する場合は、別途、園に申し込みが必要です。

園の利用開始

(3) 預かり保育の利用について

教育時間の前後でお子さんを預けたい場合、園によって預かり保育を実施している場合があります。預かり保育の利用料について無償化給付を受けるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。詳細はP.14「８　預かり保育について」を確認してください。

預かり保育には、２種類あります。
- ・横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（以下、「市型預かり保育」という。）
- ・市型預かり保育以外の預かり保育（以下、「市型以外の預かり保育」という。）

(4) 満３歳児の利用について

① 給付認定（１号認定）を受けることができるのは、お子さんの**誕生日の前日**からです。

② 給付認定（１号認定）の申請をする場合は、誕生日の１か月前を目安に提出してください。

③ 満３歳児の市型預かり保育の利用にかかる料金については、P.16の料金表を確認してください。

(5) ４月入園の手続きについて

４月入園については、オンラインでの申請となります。
幼稚園の入園内定後、以下の手順にしたがって申請に進んでください。

★オンライン申請の手続きステップ★
詳しくはオンライン申請のページへ

または横浜市ウェブサイトの
「【令和9年4月入園】幼稚園・認定こども園（教育利用）のオンライン申請」を検索

幼稚園に内定してから申請（入力）してください

- **大切な内容を記載しているため、ウェブサイトを必ずご確認ください。**
- 申請フォームへの入り口（マイナポータル）はこのページに掲載しています。

STEP.1

① この利用案内とともに配布した封筒に入っている案内を確認します。
② 必要に応じて書類（添付書類）を準備し、データ化※します。

STEP.2

③ 横浜市ウェブサイトのオンライン申請のページを確認します。
④ ウェブサイト掲載のバナーからマイナポータルに入って申請します。

申請したデータは控えとしてダウンロードしてください。

※「文字がはっきり読み取れる」データであることを確認してください。
給付認定申請書、利用施設等届出書、マイナンバー記入用紙、本人確認書類は**不要**です。

(6) 年度途中で入園する方の手続きについて

認定申請に必要な書類を申請用封筒に入れ、入園内定した園へ提出します。
（申請用封筒は、必ず封をして提出してください。申請書類は、園を通して横浜市に提出されます。）
※認定申請中に申請内容の変更等がある場合は、必ず、内定した園のある区の区役所こども家庭支援課に連絡してください。

2　申請にあたっての同意事項（重要）

給付認定申請にあたって、次の事項に同意のうえ、申請してください。

- 給付認定申請にあたっては、利用を希望する年度の横浜市幼稚園（施設型給付園）・認定こども園（教育利用）利用案内を確認したうえで申請してください。
- 横浜市が、申請書類に記載されている事項、認定区分及び認定期間に関する情報、その他教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者に提供することがあります。
- 横浜市が、給付認定の審査のために、申請に係る児童の保護者の就労先事業者等の関係者に照会を行うことがあります。
- 申請内容が事実と相違した場合は（提出書類の偽造・改ざん等を含む）、横浜市が給付認定を取り消すことがあります。
- 横浜市が、給付認定の審査のために、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。） 第 16 条（第 30 条の3により準用される場合を含む）により、必要な情報（地方税関係情報等）について、住民基本台帳、課税台帳その他公簿等を確認する（マイナンバーを用いた情報連携を含む）ことや、他の行政機関等に必要な資料の提供を求めることがあります。
- 子どものための教育・保育給付は、給付認定保護者に代わり、利用する施設・事業者が受領します。また、子育てのための施設等利用給付は、給付認定保護者に代わり、利用する施設・事業者が受領することがあります。
- 令和9年4月認定開始（変更）の場合、給付認定事務が集中し審査等に日時を要するため、提出された給付認定申請については、令和9年3月末までに結果を通知します。
- 申請内容によって、他の申請区分の認定を変更する必要が生じた際には、当該認定を変更します。
- 申請時点から世帯の状況等に変更があった場合は、速やかに申請・届出を行ってください。申請・届出が遅れた場合、認定等に影響する可能性があります。
- 法第30条の4　3号認定を申請するにあたっては、市町村民税世帯非課税者に該当することを申告します。

3　市型預かり保育（愛称「わくわく！はまタイム」）の利用にあたっての留意事項（重要）

- 市型預かり保育（愛称「わくわく！はまタイム」）は、**保育の必要性がある場合**にご利用いただく事業です。利用にあたっては、**就労・病気・けが・妊娠中の体調不良・出産後の休養・介護等により保育が必要な範囲での利用**となります。
- 新規利用の場合は、早めに園にお申し出ください。保育の安全性の観点から、保育者が確保できない場合には、ご利用をお待ちいただくこともあります。
- 事業の詳細については、P.15、16 をご確認ください。

4　給付認定申請について

(1) 無償化給付を受けるために

横浜市にお住まいの方が、幼稚園・認定こども園（教育利用）を利用するためには、利用前に、横浜市から、「教育・保育給付認定」や「施設等利用給付認定」（以下、「給付認定」という。）を受ける必要があります。

教育時間部分の保育料については、全員が、また、預かり保育等を利用した場合に必要な利用料については、保育の必要性の認定を受けた方が、幼児教育・保育の無償化による給付（以下、「無償化給付」という。）の対象です。（給付費の支給方法は P.14～17 を確認してください。）

※　申請受理日より前にさかのぼって給付認定を受けることはできません。
（申請受理日は、区役所が申請書を受理した日です。）

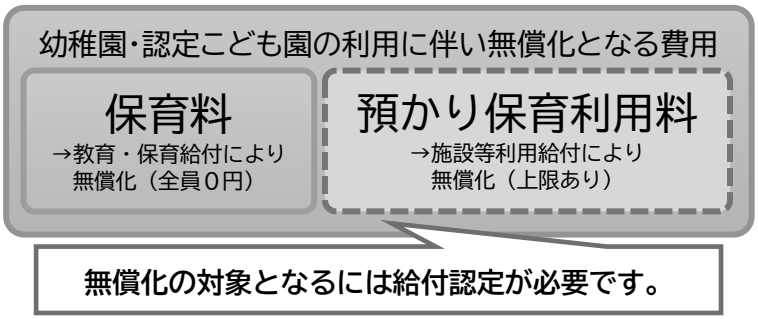

(2) 給付認定保護者

給付認定を受けるためには、給付認定申請を行います。審査の結果、給付認定を受けることとなった場合、給付認定申請書の「②　給付認定保護者になる保護者（申請者）」欄に記載のある保護者が、「**給付認定保護者**」となります。下枠内に示しているように、**すべての手続きは「給付認定保護者」が行います。**（保育の必要性の審査については、保護者全員が対象です。）

- 原則、書類内容等について確認がある場合は、「給付認定保護者」へ連絡をします。
- 原則、申請や届出等、認定後の手続きができるのは、「給付認定保護者」です。
- 原則、横浜市から郵送物等を送る際の宛先となります。
- 原則、無償化給付費の請求時の申請者及び給付時の支給先となります。
- 給付認定保護者を変更する場合には、必ず本人の同意が必要になります。

※　きょうだいがいる場合は、原則、同じ保護者で申請してください。

※　一度決定した給付認定保護者を変更する場合は、変更前の給付認定保護者の同意が必要になるなど、通常の認定変更とは異なる手続きが必要ですので、給付認定保護者として申請書に記載する保護者の方を決定する際には、くれぐれもご留意のうえ申請してください。（※給付認定保護者の変更は P.19 参照）

(3) 給付認定申請の結果について

給付認定が認められた場合、横浜市が給付認定申請書を受け付けた日から 30 日以内に、給付認定決定通知書※が交付されます。

ただし、**令和９年４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、締切日までに提出された給付認定申請の結果は令和９年３月末までに交付します。**

※　給付認定決定通知書には、認定区分、給付認定の有効期間、保育を必要とする事由等を記載しています。

※　給付認定決定通知書を紛失した場合は、園のある区の区役所こども家庭支援課へ申請することで再交付できます。

5　認定申請ガイド

(1) 無償化給付を受けるために

申請時の給付認定には、４つの認定区分があります。預かり保育等の利用希望や保護者の状況に応じて、申請する認定区分が異なります。詳細は、次ページを参照してください。

記号	認定区分	認定の種類	保育の必要性
ア	法第 19 条　　１号認定	教育・保育給付認定	なし
イ	法第 30 条の４　　１号認定	施設等利用給付認定	なし
ウ	法第 19 条　　２号／３号認定	教育・保育給付認定	あり
エ	法第 30 条の４　　２号／３号認定	施設等利用給付認定	あり

※　エは、年齢に応じて「２号認定」「３号認定」に分かれますが、申請する認定区分は同じです。

※　エのうち、「３号認定」は、満３歳児の**市民税非課税世帯等**で保育の必要性のある方が対象です。

※　給付認定保護者とその配偶者（ひとり親の場合は父または母）の市民税（所得割額・均等割額）が非課税の場合は、同居の扶養義務者（祖父母等）を算定対象に加えることがあります。

(2) 保育の必要性の認定　**※２号／３号認定を希望する場合のみ、保育の必要性の確認を行います。**

保護者のいずれもが以下に示すような状況により保育を必要とする場合に、横浜市が保育の必要性を認定します。（認定基準の詳細は、P.８上の URL、二次元コードより参照してください。）

※　保育の必要性の認定基準を満たさないときは、求職中認定となる場合があります。

保護者の状況	給付認定の有効期間
会社や自宅を問わず、月 64 時間以上働いているとき※1	最長、就学前まで
妊娠しているとき、出産の準備や出産後の休養が必要なとき	※２
病気・けがや障害のため保育を必要とするとき	最長、就学前まで
病人や障害者、要介護者を月 64 時間以上介護しているとき	最長、就学前まで
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき（求職中）※3	３か月以内
大学や職業訓練校などに月 64 時間以上通っているとき	通学期間中
虐待や配偶者等からのＤＶ（家庭内暴力）のおそれがあるとき	最長、就学前まで
育児休業中に預かり保育の利用を継続するとき※4	育児休業が終了するまで

※１　復職前提の就労認定について

・預かり保育等の利用が決まった場合には、認定開始月中に育児休業を終了し、認定開始日の翌月１日までに復職する必要があります。

（例）４月１日認定開始の方は、４月１日～４月 30 日の間に育児休業を終了し、５月１日までに復職する必要があります。復職せず育児休業を取得し続けた場合、就労事由として認定ができず、預かり保育に係る無償化給付を受けることができなくなります。

※２　出産事由の認定の有効期間について

・出産事由における給付認定の有効期間は、妊娠が判明し、母子手帳の交付を受けた保護者が希望する日から、出産または出産予定日から起算して８週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間が該当します。

（例）出産予定日が９月５日の場合、「出産予定日から起算して８週間後の日の翌日」は 10 月 31 日であるため、認定有効期間の終期は 10 月 31 日となります。

※３　求職中の認定について

・認定基準を満たすことを証明する書類（月 64 時間以上就労することを証明する「就労証明書」等）を提出せず、**認定期間の満了を迎えた場合、預かり保育に係る無償化給付を受けることができなくなります。**

※４　育児休業中の給付認定について

・育児休業中に預かり保育の利用を継続するときは必ず、「P.21≪注意≫」を確認してください。

認定における基準や考え方について定めている「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」及び「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の具体的運用について」は、以下の横浜市ウェブサイトからご覧いただけます。
【横浜市給付認定及び利用調整に関する基準等】で検索
https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/kijun.html

(3) 申請する認定区分【給付認定申請の際に必ず確認してください】

幼稚園・認定こども園（教育利用）を利用する場合、預かり保育等の利用希望や保護者の状況に応じて、「申請する認定区分」や必要な手続きが異なります。下記フローチャートを確認してください。（フローチャートの結果を、給付認定申請書の「申請する認定区分」欄に✓をつけてください。）

※注意　保育所等を併願するときは、この利用案内で示している手続きとは別に、保育所等の認定・利用申請が必要です。詳しくは、「令和９年度横浜市保育所等利用案内」を確認してください。

《スタート》

預かり保育等※1を利用しますか？
- いいえ → 認定区分「ア」
- はい ↓

※1　預かり保育等とは？
市型預かり保育、市型以外の預かり保育、認可外保育施設、一時保育、横浜市子育てサポートシステムなどを指します。

利用するサービスは次の①②のどちらですか。
①市型預かり保育→**A**へ
②市型預かり保育以外のサービス→**B**へ

A　市型預かり保育を利用する

(2)の給付認定における保育の必要性を満たしますか？
- はい ↓
- いいえ → 市型預かり保育の利用要件（P.15）を満たしますか。
  - いいえ → 認定区分「ア」 ※市型預かり保育は利用できません。
  - はい → 認定区分「ア」 ※市型預かり保育の利用には、別途、園での手続きが必要です。P.16 も確認してください。

以下のどちらかにあてはまりますか？
①３歳児クラス以上のお子さん
②満３歳児のお子さんで市民税非課税世帯等
- いいえ → 認定区分「ア」 ※市型預かり保育の利用には、別途、園での手続きが必要です。P.16 も確認してください。
- はい ↓

認定区分「ア」と「エ」
※２号／３号認定の認定決定通知書を園に提示することで、市型預かり保育を利用できます。

B　市型預かり保育以外のサービスを利用する

(2)の給付認定における保育の必要性を満たしますか？
- いいえ → 認定区分「ア」 ※教育時間部分以外は、無償化給付の対象外です。
- はい ↓

以下のどちらかにあてはまりますか？
①３歳児クラス以上のお子さん
②満３歳児のお子さんで市民税非課税世帯等
- いいえ → 認定区分「ア」 ※教育時間部分以外は、無償化給付の対象外です。
- はい ↓

認定区分「ア」と「エ」
※認可外保育施設、一時保育、横浜市子育てサポートシステムなどを併用して、無償化給付を受けることができる園は一部に限られます。詳しくは、P.17 を確認してください。

※申請された認定区分にかかわらず、横浜市の審査の結果、保育の必要性の認定基準を満たさないときは、２号／３号認定ではなく、１号認定となる場合があります。

6　申請に必要な書類

認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことを確認のうえ、提出してください。書類に不明な点がある場合は、横浜市から電話等で内容を確認することがあります。

なお、**提出した書類は返却できませんので、コピー等をとって保管することをおすすめします。**

(1) すべての方が必要な書類

必要な書類	注意点
A　**給付認定申請書（兼認定内容確認票）**	**１号認定(ア)……表面のみ記入**してください。 **２号／３号認定（エ）……必ず両面記入**してください。
C　**利用施設等届出書**	入園内定をもらっている園名を記入してください。
D　**マイナンバー記入用紙、本人確認書類**	P.11 を確認のうえ、用意してください。

4月入園の方はオンライン申請のため別途これらの書類を提出する必要はありません。

(2) 認定区分「エ」（２号／３号認定）を希望する方が必要な書類

保護者の状況		必要な書類	
就労	働いているとき （内定の場合を含む）	**就労証明書** ・2026 年９月に横浜市が公開した様式で、提出日時点の雇用状況（内定等の予定含む）等を証明するものを提出してください。証明日が提出日から６か月より前のものである場合、就労認定とならない場合があります。 ・就労先が複数ある場合は、それぞれの就労先事業者等による証明が必要です。 ・横浜市から就労先事業者等に連絡する場合があります。 **・必ず、横浜市ウェブサイト（もしくは裏面「記入する際にご確認いただきたいこと（重要）」）をご確認ください。作成を依頼する就労先にも、確認するようお伝えください。** https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/shuroushoumeisho.html	
出産	妊娠しているとき、出産の準備や出産後の休養が必要なとき	**母子健康手帳のコピー**	「表紙」と「分娩（出産）予定日が確認できるページ」のコピー ※横浜市の母子手帳は P.４に分娩（出産）予定日欄があります。
病気・けが	保護者が 病気・けがのとき	**診断書等**	医療機関が証明する保育が困難な状況、傷病名が記載されたもの
障害	保護者に 障害があるとき	**なし**	横浜市で障害者手帳等の交付状況等を確認できない場合、障害者手帳等のコピーを提出していただく場合があります。
介護・看護	病人や障害者、 要介護者を介護しているとき	**・病人の診断書または介護を受けている方の障害者手帳等※のコピー、介護保険被保険者証のコピー等** **・タイムスケジュール**	・病人の疾病名、期間や要介護状態が分かるもの ・介護に従事していることが分かるタイムスケジュール ※**身体障害者手帳**の場合 …手帳番号、本人欄、障害名・交付履歴等（記載がある場合）が確認できる部分のコピー **愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳**の場合 …手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー
	通所（通学）の 付添いをしているとき	**・通園・通学証明書** **・タイムスケジュール**	・通所（通学）先の発行する証明書 ・付添いのタイムスケジュール
通学	保護者が学校に 通っているとき	**・在学証明書** **・在学期間・時間割の分かる資料**	時間割表が提出できない場合は授業内容等が分かる書類（カリキュラム等）およびタイムスケジュール
育児休業	育児休業中に 預かり保育等の利用を継続するとき※	**・育児休業証明書**	※必ず、「P.21≪注意≫」を確認してください。

＊　証明書等の提出がない場合は、求職中扱い（認定期間が３か月）となります。

＊　様式および記入例は、横浜市ウェブサイト(P.24)からダウンロードできます。

(3) 申請児童や世帯の状況により必要となる書類

保護者が以下の状況にあてはまる場合は、該当する保護者について必要な書類を提出してください。（例えば、父母世帯で父母それぞれがあてはまる場合は、父母それぞれの証明書類が必要です。）

※　マイナンバー連携により、税情報が取得できなかった場合、住民税（非）課税証明書等の提出を求める場合があります。

※　市民税が未申告の方は、副食費の免除の対象外となります。

※　以下の書類は、副食費免除（P.12）の対象となる場合に必要な書類です。

状況	必要書類
令和７年中に 海外勤務または居住期間が ある方 ※令和９年４月～８月に認定開始となる方 ・令和８年１月１日時点で横浜市に住民登録があった方も含めます	・**海外収入申告書**(収入がない場合も提出してください) ・**令和７年中の海外勤務期間中の収入や所得額、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類【１月～12 月の 12 か月分】**（会社からの給与支払証明書等） ※　国内での所得もあった場合、その所得額や社会保険料等各種控除額等の証明書類も提出してください。
令和８年中に 海外勤務または居住期間が ある方 ※令和９年９月～令和 10 年３月に認定開始となる方 ・令和９年１月１日時点で横浜市に住民登録があった方も含めます	・**海外収入申告書**(収入がない場合も提出してください) ・**令和８年中の海外勤務期間中の収入や所得額、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類【１月～12 月の 12 か月分】**（会社からの給与支払証明書等） ※　国内での所得もあった場合、その所得額や社会保険料等各種控除額等の証明書類も提出してください。
申請児童のきょうだいが 幼稚園・認可保育所等以外※ の施設・事業を利用している方 （※P.13 を参照）	申請児童のきょうだいが下記施設・事業を利用している場合に提出してください。 横浜保育室、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、 児童発達支援及び医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、 企業主導型保育事業、横浜市年度限定保育事業、 横浜市私立幼稚園２歳児受入れ推進事業 ・**多子軽減届出書（利用料等）（裏:在籍等証明書）**

≪注意≫

申請内容に虚偽（提出書類の偽造・改ざん等を含む）があった場合は、給付認定を取り消すことがあります。

また、事業所名が記名されている就労証明書等を無断で作成し、または改変を行うなど、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられます。

なお、就労証明書等の記載事項について就労先事業者等に問い合わせる場合がございますので、ご了承ください。

(4) マイナンバーの提出について

給付認定の申請にあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーの提出が必要です。

≪提出書類≫

(1) マイナンバー記入用紙
(2) 本人確認書類 ① 番号確認書類
② 身元確認書類

給付認定申請書の「申請者」欄に記載された方の分を提出してください。
（申請児童およびその他の方の書類は不要です。）

※　認定申請書類と一緒に提出してください。

ア　マイナンバー記入用紙への記入

マイナンバー記入用紙には、給付認定申請書に記入した申請児童、申請児童の保護者、家族および同居人の情報を記入してください。（保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。ただし、虐待・ＤＶ等の理由で同居されていない場合は記入不要です。）

イ　本人確認書類の提出　※①・②両方必要です。

マイナンバー記入用紙を提出する際は、**給付認定申請書の「申請者」欄に記載された方**の本人確認（「①番号確認」と「②身元確認」）が必要です。

※　提出の際の注意点

園経由での申請の際は、「マイナンバー本人確認書類貼付台紙（郵送申請用）」に「本人確認書類のコピー」を貼付したうえで、申請書類とともに申請用封筒に入れてください。ただし、住民票の写しについては、原本を貼付してください。

窓口申請の際は、その場で本人確認を行いますので、本人確認書類の原本を提示してください。（コピーを用意していただく必要はありません。）

① 番号確認書類	**いずれか１点**	
	・マイナンバーカード（裏面） ・通知カード※ 園経由での申請の場合、マイナンバーが分かる面のコピーを貼付 ・マイナンバーが記載された住民票の写し（または住民票記載事項証明書） ※通知カードの記載事項（住所、氏名等）が住民票と一致していない場合は、番号確認書類として利用できません。	
② 身元確認書類 園経由での申請の場合 ① 顔写真 ② 氏名 ③ 生年月日または住所 が分かる面のコピーを貼付	**１点で可能なもの（顔写真付の公的証明書）**	
	・マイナンバーカード（表面） ・パスポート ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード	・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・愛の手帳（療育手帳） 等
	２点必要なもの　　Ａ２点　または　Ａ１点とＢ１点	
	Ａ　顔写真なしの公的証明書 「氏名」と「生年月日または住所」の記載があるもの	**Ｂ　顔写真付の証明書** 顔写真の掲載があるもの
	・資格確認書（健康保険） ・年金手帳 ・児童扶養手当証書　等	・学生証 ・法人が発行した証明書 ・公的機関発行の資格証明書

7　利用者負担額等について

施設型給付の幼稚園・認定こども園を利用するお子さん（満３歳児～５歳児クラス）の利用料は無料です。実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費※、行事費など）や園独自で教育・保育の質向上として定める特定負担額等（入園料など）は、無償化給付の対象とならず、保護者負担となります。詳細は園へお問い合わせください。

※　食材料費のうち、副食費（おかず・おやつ代等）については、年収 360 万円未満相当世帯（市民税所得割額 77,100 円以下の世帯）のお子さんと、きょうだい区分第３子のお子さんは実費負担が免除となります。

(1) 副食費の免除対象の決定方法

副食費の免除対象※は、給付認定保護者とその配偶者の市民税所得割額、きょうだい区分によって決定します。

※　副食費の免除対象

生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割額 77,100 円以下の世帯、きょうだい区分第３子のお子さん
（免除対象とならない場合は、海外収入申告書（P.10）等の提出を省略しても差し支えありません。）

注意事項

・預かり保育における無償化給付の対象となる利用料と支給限度額については、P.14「８　預かり保育について」、または P.17「10　市型以外の預かり保育の無償化給付費について」を確認してください。
・夏休みなどの長期休業期間に預かり保育等を利用した際の副食費は、免除対象外です。

(2) 副食費免除の決定に用いる「市民税（市民税所得割額）」

給付認定保護者とその配偶者の市民税所得割額を合算して算定します。

また、税額控除適用前の「市民税所得割額」を用いるため、実際の支払額と算定に用いる市民税額が異なる場合があります。

【税額控除の種類】住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン減税）、配当控除、寄附金税額控除（例：ふるさと納税）、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

・給付認定保護者とその配偶者の市民税（所得割額・均等割額）が非課税の場合は、同居の扶養義務者（祖父母等）を算定対象に加えることがあります。
・海外収入がある場合は、国内外の収入を合算のうえ副食費免除の対象を決定します。
・市民税が未申告の方や、確認するための書類の提出がない場合、判定ができないため、副食費は免除しません。

＜副食費免除の決定に用いる市民税額の計算式＞

（合計所得金額（総所得金額等）－所得控除）×市民税率６％※－調整控除額－所得割の調整措置の額

※　平成 30 年度より政令指定都市の市民税率が６％から８％に変更されましたが、従来の税率（６％）を用いて計算します。（政令指定都市で独自減税により市民税率が６％でなかった自治体も変更前の従来の税率により計算します。）

算定期間と対応する市民税

令和９年									令和 10 年		
４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
「令和８年度」市民税 （令和７年１月１日～12 月 31 日までの所得）					「令和９年度」市民税 （令和８年１月１日～12 月 31 日までの所得）						

(3) きょうだいがいる場合の副食費の免除（多子軽減）

要件を満たすきょうだいの人数に応じて「きょうだい区分」を決定し、きょうだい区分が「第３子」の場合は副食費を免除します。

【要件を満たすきょうだいについて（きょうだい区分）】

小学校１年～３年生と、以下の【特定の施設・事業】を利用している小学校就学前のきょうだいが対象です。対象となるきょうだいを、年齢が上の子どもから順に数え、きょうだい区分※を決定します。

※ 実際のきょうだいの数と異なる場合があります（例：小学４年生のきょうだいは数えません）。

※ きょうだい区分は「第１子～第３子」となり、対象のきょうだいが３人以上の場合は「第３子」になります。

特定の施設・事業	届出書の提出※1
幼稚園※2、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）	不要
横浜保育室、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業、横浜市年度限定保育事業、横浜市私立幼稚園２歳児受入れ推進事業	必要

※１　施設・事業の種別により「多子軽減届出書（利用料等）（裏：在籍等証明書）」の提出が必要です。
また、きょうだいが保育所等以外の多子軽減の対象施設・事業を利用する（利用をやめる）、転出（転入）する等、状況に変更がある場合にも、届出等が必要です。

※２　プリスクール、インターナショナルスクール、プレ幼稚園等は対象外です。
私学助成の幼稚園を利用中で「利用施設等届出書」を提出していない場合は、「多子軽減届出書（利用料等）（裏：在籍等証明書）」の提出が必要です。

(4) 副食費の支払方法

利用する園により支払先、支払方法が異なりますので、各園に問い合わせてください。

(5) 生活保護世帯に対する補足給付事業について

生活保護世帯を対象に、日々の教育・保育に使用する日用品や文房具等について、月額 2,800 円を上限として補助します。園が費用を徴収する際に本来徴収すべき額から、市が負担する額を差し引いた額を保護者に負担していただきます。園によって費用のかかるものが異なりますので、詳しくは利用する園に相談してください。

８　預かり保育について

幼稚園・認定こども園の中には、教育時間の前後に在園児を対象に教育活動を行う「預かり保育」を実施している園があります。急な用事や、保護者の就労等の理由により利用することができます。各園により「預かり保育」の実施状況は異なるため、利用方法や料金等は直接各園に問い合わせてください。

【預かり保育の類型と幼児教育・保育の無償化】

(1) 市型預かり保育

横浜市が認定した幼稚園・認定こども園では、開園日及び夏休み等の長期休業期間中に長時間の預かり保育を実施しています。施設等利用給付認定の２号／３号認定を受けた場合と、P.15の利用要件に該当する場合に利用することができます※1。**利用者負担額は０円です。**※2（保護者に代わり、園が市から無償化給付費を受け取ります。）

※１　新規利用の場合は、早めに園にお申し出ください。保育の安全性の観点から、保育者が確保できない場合には、ご利用をお待ちいただくこともあります。

※２　満３歳児で市民税「課税」世帯のお子さんは、無償化給付対象外のため、別途利用料が発生します。

(2) 市型以外の預かり保育

市型預かり保育を実施していない場合や、市型預かり保育を実施していても P.15 の利用要件に該当しない場合は、市型以外の預かり保育等を利用できる場合があります。利用にあたっては事前に園に問い合わせてください。

なお、施設等利用給付認定２号／３号認定を受けた方が市型以外の預かり保育を利用した場合は、利用料が無償化給付の対象となります。（無償化給付費の受け取りには、別途請求が必要です。P.17 を確認してください。）

	市型預かり保育 P.15・16	市型以外の預かり保育 P.17
利用できる方	横浜市にお住まいで、 施設等利用給付認定２号／３号認定 を受けた方（保育の必要性の認定事由が育児休業中の利用継続の場合を除く） または 市型預かり保育の利用要件に該当する方	原則　在園児 ※各園の実施状況により異なります。 育児休業中の場合でも、幼稚園が独自で実施する預かり保育を利用できる場合があります。利用要件については、各園にお問い合わせください。
無償化の対象	原則　対象	施設等利用給付認定 ２号／３号認定を受けた方
利用料	０円 **※　満３歳児のお子さんで課税世帯の場合のみ、別途利用料が発生します。** **（月額上限 9,000 円）**	園が定めた利用料 ※　施設等利用給付認定２号／３号認定を受けた方は、横浜市に請求をすることで、無償化給付を受けることができます。 （月額上限：490 円×利用日数（最大 12,300 円））

※現況届出書について

施設等利用給付認定の２号／３号認定を受けて、預かり保育を利用している方は、保育の必要性が継続していることを、毎年、横浜市に届け出る必要があります。届出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、預かり保育の利用ができなくなることがありますので、必ずお手続きをお願いします。

詳細は令和９年４～６月ごろ、園を通じてお知らせします。

９　市型預かり保育(愛称「わくわく！はまタイム」)について

(1) 事業の概要

市型預かり保育は、横浜市が定めた基準（実施日、時間、職員配置等）を満たす、横浜市内の幼稚園・認定こども園で実施しています。

市型預かり保育には、月～金曜日まで預かり保育を実施する「平日型」と、平日に加え土曜日も預かり保育を実施する「通常型」の２つの類型があります。

	平日型	通常型
開設日、時間	月～金　7：30～18：30※	月～金　7：30～18：30※ 土　　7：30～15：30
長期休業期間の実施	○ （夏休み期間中、最大５日間休園）	○
休園日	土曜、日曜、祝日、休日、12/29～1/3 夏休み期間中、最大５日間休園	日曜、祝日、休日、12/29～1/3

※　一部の園では、18:30 以降も延長して預かり保育を行っています。

市型預かり保育は、年齢により、無償化給付の対象範囲が異なります。また、利用にあたり、必要な手続きも異なります。

(2) 利用要件

次の【表１】に該当する横浜市にお住まいのお子さんは市型預かり保育を利用することができます。

なお、**保護者のいずれかの保育の必要性の認定事由が育児休業中の場合は利用できません。**

【表１】　　①②③で必要な手続きが異なります。P.16 をご覧ください。

<table>
<tr><th rowspan="2">保護者の状況</th><th rowspan="2">３～５歳児</th><th colspan="2">満３歳児</th></tr>
<tr><th>非課税</th><th>課税</th></tr>
<tr><td>月 48 時間以上、会社や自宅を問わず、働いているとき</td><td colspan="2" rowspan="3">※
月 64 時間以上①
3～5 歳児の月 64 時間未満②
満 3 歳児の月 64 時間未満③</td><td rowspan="8">③</td></tr>
<tr><td>月 48 時間以上、病人や障害者、要介護者を介護しているとき</td></tr>
<tr><td>月 48 時間以上、大学や職業訓練校などに通っているとき</td></tr>
<tr><td>妊娠中の体調不良、出産の準備及び出産後の休養が必要なとき</td><td colspan="2" rowspan="5">①</td></tr>
<tr><td>病気・けがや障害のため保育が必要なとき</td></tr>
<tr><td>自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき</td></tr>
<tr><td>仕事を探しているとき（求職中）</td></tr>
<tr><td>虐待や配偶者等からのＤＶ（家庭内暴力）のおそれがあるとき</td></tr>
</table>

※保護者のおひとりが②・③にあたり、もうひとりの方が①の場合は、②または③を参照してください。

・市型預かり保育は、「保育の必要性」がある場合に、ご利用いただく事業です。
利用にあたっては、雇用の状況等の「保育の必要な時間帯」での利用となります。
・新規利用の場合は、早めに園にお申し出ください。保育の安全性の観点から、
保育者が確保できない場合には、利用をお待ちいただくこともあります。
・利用要件に変更があった場合は、園へお伝えいただき、要件確認書類を新たに提出してください。

(3) 必要な手続き（①～③の区分については、(2)利用要件【表１】を参考にしてください。）

① 施設等利用給付認定２号または３号を受けてください。(申請に必要な書類はP. ９を参照してください。)
区役所こども家庭支援課から送付された**給付認定決定通知書を園に提示してください。**

② 就労証明書等の利用要件を満たすことを証明する書類（P. ９を参照）を**園に提出してください。**
※横浜市への手続きは不要です。

③ 利用料通知書の写しと就労証明書等の利用要件を満たすことを証明する書類（P. ９を参照）を**園に提出してください。** **※横浜市への手続きは不要です。**

(4) 利用料

３～５歳児及び満３歳児の市民税非課税世帯　：幼児教育・保育の無償化により**0円**

満３歳児の市民税課税世帯　：**月額 9,000 円を上限に、市民税額に応じた料金**
【表２】を確認してください。

【表２】市型預かり保育における満３歳児の利用料金表（月額）

単位：円

階層		きょうだい区分		
		第１子	第２子	第３子
A	生活保護世帯 市民税非課税世帯（上記以外の世帯） 市民税均等割のみ	0	0	0
B	市民税所得割課税額 1 円以上～77,100 円以下	0	0	0
C	市民税所得割課税額 77,101 円以上～102,600 円以下	600	0	0
D	市民税所得割課税額 102,601 円以上～169,000 円以下	2,200	100	0
E	市民税所得割課税額 169,001 円以上～228,900 円以下	3,900	100	0
F	市民税所得割課税額 228,901 円以上～282,700 円以下	5,600	1,500	0
G	市民税所得割課税額 282,701 円以上～335,800 円以下	7,300	2,800	0
H	市民税所得割課税額 335,801 円以上	9,000	4,500	0

※教育課程に係る教育時間に要する保育料は含みません。

※利用料通知書の写しの提出がない場合、その他税額が確認できない場合はH階層になります。

10　市型以外の預かり保育の無償化給付費について

施設等利用給付認定２号／３号認定を受けた方が、市型以外の預かり保育を利用した際の無償化給付費を請求する方法について説明します。

(1) 無償化給付の上限額と給付額について

無償化給付を受給できるのは、施設等利用給付認定２号または３号を持つお子さんのみです。それぞれの上限額は下表のとおりです。

なお、認定期間が月途中で開始・終了している場合、その月の上限は認定期間で日割り計算されます。

	３～５歳児（２号）	満３歳の非課税世帯等（３号）
上限額／月	12,300 円	17,700 円
給付額 ①、②のいずれか低い額を 上限額の範囲内で給付します。	①490 円×預かり保育利用日数 ②施設に支払った無償化費用	①490 円×預かり保育利用日数 ②施設に支払った無償化費用

※無償化対象外費用：日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費などの費用

(2) 無償化給付費の請求手順について

利用料を園にお支払い後、「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」（以下、「提供証明書」という。）の保護者記入欄を記載し、園に施設記入欄の記載を依頼してください。園から交付された提供証明書に請求書を添付し、横浜市に提出すると、審査後に給付金が給付認定保護者名義の口座に振り込まれます。

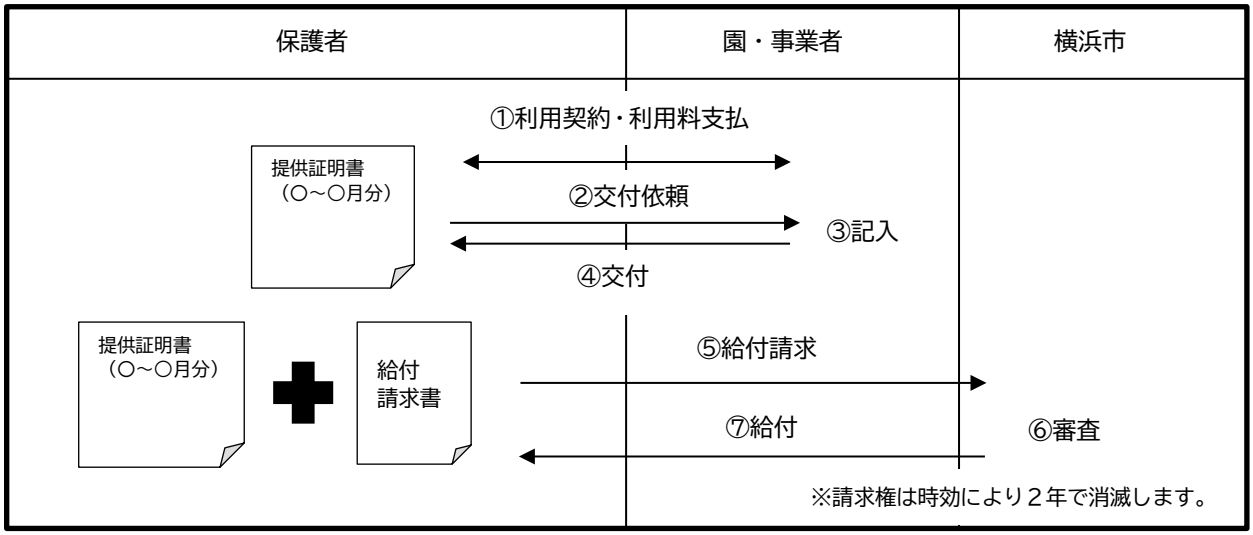

⑤の請求の受付は四半期ごとに行います。（4-6 月分：7 月請求、7-9 月分：10 月請求、10-12 月分：1 月請求、1-3 月分：4 月請求）

申請の受付期限や様式等については、横浜市ウェブサイトに掲載する「施設等利用費の請求方法」等を必ず確認してください。

横浜市　施設等利用費の請求　検索

～幼稚園の預かり保育と認可外保育施設等を併用している方～

原則、教育時間外に利用した認可外保育施設等の利用料は無償化給付の対象外です。

ただし、一部の幼稚園※に在園しているお子さんの場合は、併用した認可外保育施設等の利用料も含めて無償化給付費の請求を行うことができます。この場合の給付上限額は預かり保育利用分と認可外保育施設等の利用分とを合わせて（１）の通りです。なお、これから通う予定の幼稚園が、併用した認可外保育施設等の利用料も含めて無償化給付の対象となるかについては、園にお問い合わせいただくか、横浜市ウェブサイトを確認してください。（長期休業中など、園の事情により、預かり保育が利用できない場合であっても、園としての預かり保育事業の実施状況により、併用可否を判断します。）

※預かり保育を実施していない園や、一定基準（一日８時間かつ年間 200 日）未満の預かり保育を実施している園

11　こんなときは必ず申請してください

認定決定時以降に、給付認定に係る状況に変化があった場合は、給付認定変更などの申請・届出が必要です。下の表に定める書類を確認し、給付認定保護者が手続きしてください。

提出先	申請締切
園のある区の 区役所こども家庭支援課	給付認定等の変更を必要とする開始月の前月まで

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">主な変更の内容</th><th colspan="2">提出書類</th></tr>
<tr><th>認定変更申請書</th><th>その他必要な書類</th></tr>
<tr><td colspan="3">横浜市外に転居する
※P.20 の Q1 を確認してください。</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">認定取消・利用取消申請書</td></tr>
<tr><td colspan="3">幼稚園・認定こども園を退園する</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">きょうだいが、多子軽減の対象の施設・事業について
※対象の施設・事業はP.13(3)を確認してください。</td><td>利用を始める</td><td>－</td><td>多子軽減届出書（利用料等）
（裏：在籍等証明書）</td></tr>
<tr><td>利用をやめる</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">横浜市内で転居した</td><td rowspan="3">○※</td><td rowspan="3">※給付認定保護者の変更を伴う場合は、認定変更申請書を用いて手続を行うことができません。給付認定保護者の変更を希望する場合は、P.19 の〈留意点〉をご覧ください。</td></tr>
<tr><td colspan="3">世帯構成に変化があった
（離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">２号認定／３号認定のみ</td><td colspan="2">仕事をやめた（求職中になった）</td></tr>
<tr><td colspan="2">転職・就職・就労状況が変わった場合
（勤務時間、通勤時間、夜勤、単身赴任の有無が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった　など）</td><td>○</td><td>就労証明書</td></tr>
<tr><td colspan="2">妊娠した（出産事由に変更したい場合）／産前産後休業（出産事由の認定期間（P.７の※２））に入る</td><td>○</td><td>母子健康手帳のコピー
表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページ
※横浜市の母子手帳は P.４に分娩（出産）予定日欄があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">育児休業が終了し、仕事に復帰する</td><td>○</td><td>就労証明書
※復職後に就労先事業者等に記入してもらい、復職後２週間以内に提出してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">当該児童以外について、育児休業を取得する
※必ず「P.21≪注意≫」を確認してください。</td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">育児休業証明書</td></tr>
<tr><td colspan="2">当該児童以外について、取得中の育児休業期間を延長する</td></tr>
<tr><td colspan="2">市民税非課税世帯等ではなくなった
（満３歳児クラスのみ）</td><td>－</td><td rowspan="2">認定取消・利用取消申請書</td></tr>
<tr><td colspan="2">預かり保育をやめる</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他家庭の状況に変化があった</td><td>○</td><td>変更内容がわかる資料</td></tr>
<tr><td colspan="3">幼稚園利用途中に預かり保育を申請する</td><td>－</td><td>P.20 の Q4 をご参照ください。</td></tr>
</table>

＜留意点＞給付認定保護者(P.６参照)を変更する場合の手続きについて

給付認定保護者を変更する場合には、「認定変更申請書」ではなく、「給付認定保護者の変更に係る申請書」の提出が必要です。保護者の双方の同意が確認でき、世帯構成員の変更がない場合のみ申請が可能であり、保護者双方での窓口来庁による意思の確認、または、委任状及び委任者の本人確認書類の提示が必要です。

また、世帯変更を伴うなどのご家庭の状況によっては、現在の給付認定保護者が作成した「認定取消・利用取消申請書」および、新たに給付認定保護者となる方が作成した「給付認定申請書」での手続きが必要となる場合があります。どの手続きを行う必要があるかご不明な場合は、園のある区の区役所こども家庭支援課（P.24）までお問い合わせください。

Memo

12　幼稚園・認定こども園の利用に関するＱ＆Ａ

Q1 幼稚園・認定こども園（教育利用）を利用開始後、横浜市外へ転出する場合は、どのような手続きが必要ですか？

横浜市から転出し、利用をやめる場合には、「認定取消・利用取消申請書」を園のある区の区役所こども家庭支援課へ提出してください。横浜市外へ転出後も同じ園を利用する場合は、「認定取消・利用取消申請書」を提出するとともに、園を利用し続ける旨を区へ伝えてください。転入した市区町村で新たに認定を受け、利用を続けることができます。

※　市外転出をし、今の園の利用継続を希望する場合、市型預かり保育の利用は継続できません。市型以外の預かり保育の利用継続を希望する場合には、園に利用が可能かお問い合わせください。

Q2 幼稚園と認可保育所を併願する場合、どのような手続きが必要ですか？

P.８のフローチャートに基づく幼稚園等の認定申請とは別に、保育所等の認定・利用申請を行う必要があります。

※　保育所等の申請は、「令和９年度横浜市保育所等利用案内」をご確認のうえ、申請書類を**お住まいの区の区役所こども家庭支援課**に提出してください。

※　必ず同じ保護者を給付認定保護者として申請してください。

※　保育所等の併願を辞める場合は、速やかに区役所こども家庭支援課へご相談ください。

Q3 育児休業中に、預かり保育を利用する場合の利用料について、無償化給付を受けることはできますか？

在園児以外の子（第２子等）の育児休業中に、保護者の健康状況や児童福祉の観点等の事情を考慮したうえで、同じ園で預かり保育等を引き続き利用する場合は、２号／３号認定を受けることができます。詳しい認定要件等については、必ず、P.21 の「≪注意≫育児休業中の預かり保育等の利用継続について」を確認してください。

Q4 幼稚園・認定こども園に在園し、教育利用をしているが、新たに預かり保育を利用し、無償化給付を受けたい場合は、どのような手続きが必要ですか？

新たに預かり保育を利用し無償化給付を受けるためには、施設等利用給付認定２号／３号認定を受ける必要があります。以下の書類を園のある区の区役所こども家庭支援課へ提出してください。

・A給付認定申請書　※認定区分は「エ」に✓をつけてください。

・C利用施設等届出書

・保育を必要とすることを証明する書類（P.９を確認してください。）

※　保育の必要性の認定基準を満たさないが、市型預かり保育を利用する場合は、上記書類の区役所への提出は不要です。手続きについて、P.16 を確認してください。

※　預かり保育の利用については、必ず P.14～17 を確認してください。

Q5 横浜市外の幼稚園・認定こども園（教育利用）に入園内定後、認定申請をしたいのですが、どのような手続きが必要ですか？

利用を希望する市外の幼稚園・認定こども園（教育利用）に願書を提出し、入園が内定したら、P.９「６　申請に必要な書類」を確認し、必要な書類を入園内定を得た園に提出してください。横浜市から給付認定決定通知書を交付しますので、その後、園と契約を結んでください。（４月入園の方は別途配布されるご案内を確認してください。）

Q6 就労認定の条件について、１週の就労時間をひと月に換算する必要がある場合の計算方法はどうなりますか？

１週の就労時間×4.3となります。

（例）１週の就労時間が15時間の場合、ひと月の就労時間は、64.5（15×4.3）時間となります。

≪注意≫育児休業中の預かり保育等の利用継続について

在園児以外の子（第２子等）の育児休業を取得する場合には、既に利用中の預かり保育等の利用の継続を希望し、当該育児休業の間に継続して利用することが必要であると認められる場合や地域型保育事業等を利用する児童が卒園（３月31日まで在園）後も育児休業中の利用継続を希望する場合には、育児休業中の利用継続での給付認定を受けることができます。

１　育児休業中の利用継続認定を受けることができる条件
（1）育児休業の取得以前から預かり保育等を利用していること　かつ
（2）育児休業中も同一園の預かり保育等を利用すること

２　育児休業中の利用継続認定を受けることができる期間
育児休業が終了する日が属する月の末日まで

３　注意事項
（１）利用施設等届出書の提出がなく、預かり保育等の利用開始日の確認ができなかった場合には、確認のため別途在園（利用）証明書や預かり保育の契約書等の提出を求める場合があります。
（２）育児休業中は、市型預かり保育を利用することはできませんが、市型以外の預かり保育を利用できる場合があります。育児休業中も預かり保育等を利用したい場合は、必ず、事前に園に確認していただき、P.17に沿って無償化給付費の請求をしてください。

13　その他の保育サービス

<table>
<tr><th colspan="2">内容</th><th>実施保育所／お問合せ先</th><th>利用方法</th></tr>
<tr><td>一時保育</td><td>認可保育所等（注）を利用していないお子さんの保護者が、パート勤務、病気、冠婚葬祭などの用事がある場合やリフレッシュしたいときなどに利用できます。1人のお子さんにつき、月120時間までご利用いただけます。

注・・・認可保育所・認定こども園（保育利用）・小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠）・横浜保育室</td><td rowspan="2">実施園は、横浜市一時預かり・病児保育 WEB 予約システムにてご確認いただくか、各区役所こども家庭支援課にお問い合わせください。実施時間は施設ごとに異なります。
≪横浜市ウェブサイト≫
【一時保育のご案内】で検索
https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/ichiji/ichijiannai.html

【乳幼児一時預かり事業】で検索
https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/azukari/nyuyoji-ichiji/nyuyoji-ichiji.html

≪横浜市一時預かり・病児保育 WEB 予約システム≫
https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/azukari/nyuyoji-ichiji/ichijiazukarisystem.html
予約に関するお問合せは、
直接施設にお願いします。</td><td rowspan="2">WEB 予約システムで面談登録後、施設に電話連絡し、日程調整してください。
※利用を希望する保育所に事前の利用登録が必要です。</td></tr>
<tr><td>乳幼児一時預かり事業</td><td>急な仕事、きょうだいの用事、リフレッシュなど、理由を問わずに一時的にお子さんを預けることができます。1人のお子さんにつき、月120時間までご利用いただけます。
（実施時間は施設ごとに異なります。）</td></tr>
<tr><td>24 時間いつでも預かり保育</td><td>突発的に起きてしまう保護者等の病気、事故または急な出張などで、緊急にお子さんを預けなければならなくなったときに利用できます。</td><td>あおぞら保育園　（神奈川区）　045-488-5520
港南はるかぜ保育園　（港南区）　045-849-1877
≪横浜市ウェブサイト≫
https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/ichiji/24ichijihoiku.html</td><td>保育所に直接申込み</td></tr>
<tr><td>病児保育</td><td>生後6か月から小学校6年生までの病気中または病気回復期（ケガも含む）の児童を医療機関に併設した専用の病児保育室で、看護師等の専門スタッフが一時的に保育します。</td><td rowspan="2">実施施設は、横浜市ウェブサイトにてご確認いただくか、こども青少年局保育・教育運営課（045-671-3564）にお問い合わせください。
≪横浜市ウェブサイト≫
【横浜市　病児】で検索
https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/byogo/byouzi-hoiku.html

【横浜市　病後児】で検索
https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/byogo/byougoji-hoiku.html</td><td rowspan="2">実施施設に直接申込み
※事前の利用登録が必要です。
※一部施設は市 WEB 予約システムに対応</td></tr>
<tr><td>病後児保育</td><td>生後6か月から小学校6年生までの病気回復期（ケガも含む）の児童を保育所に併設した専用の病後児保育室で、看護師等の専門スタッフが一時的に保育します。</td></tr>
</table>

私立幼稚園２歳児受入れ推進事業について

保護者の方の仕事や介護等により、長時間の保育を必要とする場合に、２歳児の受入れを行っている幼稚園があります。２歳から小学校入学までを同じ幼稚園で過ごせることで、安定した環境の中で、子どもの育ちに応じた保育・教育を受けることができます。

実施園や詳しい内容は横浜市ウェブサイトをご覧ください。

≪横浜市ウェブサイト≫
【私立幼稚園の２歳児保育】で検索
https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/yochien/hojo/2saiziukeire.html

保護者の方の園選びを支援し希望園の選択肢を広げることを目的に、保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」を運営しています。見学する園を選ぶ際の参考にご覧ください。また、一部の園では専用フォームから見学申込ができますので、ぜひご活用ください。

えんさがし　よこはま　検索

14　お問合せ先

書類の書き方、無償化については、専用ダイヤルへ

専用ダイヤル

電話：045－840－6064　FAX：045－211－4253

開設日時：午前８時から午後８時まで、年末年始を除く毎日

その他のお問合せは、各区役所こども家庭支援課へ

【電話受付時間：月～金（祝日除く）午前８時 45 分から午後５時 15 分まで】

※　区役所窓口開庁時間は午前８時 45 分から午後５時 00 分までです。

区	電話	FAX	区	電話	FAX
鶴　見	510-1816	510-1887	金　沢	788-7795	788-7794
神奈川	411-7157	321-8820	港　北	540-2280	540-2426
西	320-8472	322-9875	緑	930-2331	930-2435
中	224-8172	224-8159	青　葉	978-2428	978-2422
南	341-1149	341-1145	都　筑	948-2463	948-2309
港　南	847-8498	842-0813	戸　塚	866-8467	866-8473
保土ケ谷	334-6397	334-6393	栄	894-8463	894-8406
旭	954-6173	951-4683	泉	800-2413	800-2524
磯　子	750-2435	750-2540	瀬　谷	367-5782	367-2943

利用案内・様式のダウンロードなど

≪横浜市ウェブサイト≫

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/yochien/yochiriyou/

令和８年 10 月発行　横浜市こども青少年局保育・教育認定課